オーストラリアの税金

所得税 Income Tax

所得税とは、仕事で得た給与や銀行口座の利息など、個人の所得に対してかかる税金のこと。学生やワーキングホリデーメーカーでも、オーストラリアで仕事をしていれば、所得税を払うことになります。日本とは異なる点も多いので、その違いも含めて基本的な内容を紹介します。



^{選い} 自分で申告しなくてはなりません

日本では年末調整制度があるため、給与所得者が確定申告を自らすることは少ないが、オーストラリアでは、ある一定の所得を得た場合、毎年7月1日から翌年6月30日までに得た所得を計算し、個人で申告・納税しなければならない。この手続きを『タックス・リターン』と言う。これにより給与所得者は、あらかじめ源泉徴収という形で給与から引かれた税金と実際の納税額との差額分が払い戻されたり、不足分を納付することになる。

タックスファイルナンバー(納税者番号)を取得します

オーストラリアで仕事をするなど、国内に源泉のある所得が発生する場合には、オーストラリア国税庁(ATO)でタックスファイルナンバー(TFN)を取得することが必要となる。取得した TFN は、雇用主、取引銀行などに提出する。TFN は、就労が認められたビザを持つ人はオンラインにより申請ができ、申請から 28 日以内に ATO から郵送されてくる。取得は強制ではないが、TFNがなければ雇用主や金融機関から受ける所得に対し 46.5%の税率が課せられ、またタックス・リターンの処理に時間がかかることになる。

居住者と非居住者の区分が重要になります

オーストラリアでの所得にいくらの税金がかかるかは、税務上の『居住者』と『非居住者』のどちらに当てはまるかによって大きく異なる。この判別は、移民局によるものや市民権の区分とは異なり、以下のような滞在期間や居住の意志などによって個別に判定される。税務上の非居住者には、一般的に居住者より高い税率が課せられ、無税となる範囲(Tax-Free Threshold)も異なる。また、居住者は国内外問わず、全ての収入の申告が必要であるが、非居住者はオーストラリア国内での収入のみが申告対象となる。

<一般的な税務トの居住者>

- ●オーストラリア国内に本拠のある者、または渡豪し、ここで永久に居住する者。
- ●継続して国内に6ヶ月以上居住し、そのほとんどの期間、1つの職に就いており、同一の場所に住んでいる者。
- オーストラリアに会計年度のうち半年以上滞在しており、海外に生活拠点がなく、オーストラリアに居住する意志がある場合。
- ●海外に一時的に滞在しているが、そこに生活拠点を持っていない者。
- オーストラリアに勉強を目的に来た留学生で、6 ヶ月以上のコースに申し込んでいる者は、 一般的に税務上の居住者となる。

上記のルールにより、一般的には以下のように区分される。

居住者 : 6 ヶ月以上の学生ビザ、ビジネスビザ、永住権保持者 非居住者: 6 ヶ月未満の学生ビザ、ワーキングホリデービザ保持者

(ワーキングホリデービザ保持者の場合は、6ヶ月以上の滞在でも非居住者とされる)

※上記は一般的な区分であり、個人の状況によって異なります。国税庁ウェブサイト内のコンテンツ "Are you a resident?" の利用、電話での問い合わせ、または登録税理士にてご確認することをお勧めします。

● 所得税率 (2007 - 08 年度)

所得税は居住者、非居住者によって以下の税率で課 税される。

居住者の個人所得税率

課税所得額		税率
\$0	~ \$6,000	0%
\$6,001	~ \$30,000	15%
\$30,001	~ \$75,000	30%
\$75,001	~ \$150,000	40%
\$150,001 ~		45%

非居住者の個人所得税率

課税所得額		税率
\$0	~ \$30,000	29%
\$30,001	~ \$75,000	30%
\$75,001	~ \$150,000	40%
\$150,001~		45%

~

ワーキングホリデービザと 学生ビザではどう違う?

例えば、ワーキングホリデーの A 男さんと学生の B 子さん(1 年間の学生ビザ)は、2 人とも年間 \$ 6,000 の給与をもらいました。必要経費など、控除の対象となるものがない場合、どのような差が出るのでしょうか?

この場合、一般的に A 男さんは非居住者、6 τ 月以上の学生ビザを持つ B 子さんは居住者となるため、所得税額は以下のようになります。

(給与) (税率) (納税額)

A 男さん $\$6,000 \times 0.29 = \$1,740$ B 子さん $\$6,000 \times 0 = \0

(実際には、メディケア課税 1.5%が源泉徴収されますが、 申告にて免税対象となります。また、B子さんは低所得者 税額控除を受けることになります)

つまり、A 男さんは、B 子さん と同じ給与額でも、手元に残る 額は \$ 1,740 少なくなります。



'TaxPack 2008, copyright Commonwealth of Australia reproduced by permission'